

4 高齢者の生活と社会参加を支援する

(1) 高齢者の多様な社会参加を促進する

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法および介護保険法に基づき策定する計画である。平成23年度に第4期計画（21～23年度）の見直しを行い、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（24～26年度）を策定した。

第5期計画は、団塊の世代がすべて65歳以上となる平成27年の区の目指すべき高齢社会を念頭に置いて策定した、第3期・第4期計画の理念等を継承しつつ、これまでの施策の実施状況を踏まえ、平成27年に至る最後の3年間に取り組むべき施策を示している。

同時に、第5期計画は、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年を見据え、地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症対策の充実、②医療との連携、③高齢者の住まいに係わる施策との連携、④生活支援サービスの充実、といった事項への取組を充実強化させる最初の3年間となる。

計画期間は、24～26年度までの3年間で、計画の最終年度に当たる26年度に見直しを行う。

1 理念

- ① 高齢者の尊厳を大切にす
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

2 目標

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、介護・医療・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を実現する

3 施策

- ① 高齢者相談センター（地域包括支援センター）を中心とする相談支援体制の充実
- ② 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進
- ③ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
- ④ 介護・医療の連携の仕組みづくり
- ⑤ 主体的に取り組む介護予防の推進
- ⑥ 高齢期の住まいづくり・住まい方の支援
- ⑦ 高齢者の生活支援および見守りの充実
- ⑧ 高齢者の社会参加の促進

4 個別事業

8つの施策を柱として、96の個別事業を明らかにしている。

5 介護保険料

高齢期の生活を支える基礎的な社会システムとして介護保険制度の役割がますます重要となっていく中、

安定的な制度運営を行うため、3年間の介護サービスの総給付費の見込み等に基づき、第5期計画期間中の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料を定めている。

●老人クラブ・文化祭など

1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね60歳以上の方で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会は、ボランティア活動、健康増進事業等の各種活動を行っている。区ではその活動を支援するため、助成金を交付している。

平成23年度のクラブ数は、139団体、会員数11,287人、助成額は老人クラブが3,926万円、老人クラブ連合会が732万円であった。

2 老人クラブ農園

区では、農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。24年3月31日現在の農園数は24か所21,659㎡で、23年度は、36の老人クラブが利用した。

3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。24年3月31日現在、5か所7面を提供している。

4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね60歳以上の方を対象に、芸能大会、作品展示会を2日間開催している。23年度は、9月21・22日に練馬文化センターで開催し、芸能参加数101組、出演者1,548人、作品出品数121点であった。

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、年4事業、対象経費の1/2以内で4万円を限度に事業費の一部を助成している。平成23年度の助成額は、18サークル計665,800円であった。

●練馬区シルバー人材センター

練馬区シルバー人材センターは、働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和52年7月21日に高齢者の自主的な団体として設立された。

区に居住する原則として60歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する方が会員になれる。

平成24年3月31日現在の会員数は3,910人、23年度の受注実績は13億6,356万円であり、延べ342,777人が就業した。

区では、センターに対し23年度は国の補助金（870万円）の他に約10,345万円（次ページの高齢者就業・社会参加支援事業を含む。）の補助金を交付し、運営を助成

している。

練馬区シルバー人材センターは、23年4月に社団法人から公益社団法人に変更となった。

センターでは、多くの区民に仕事の提供を呼びかけている。

●高齢者就業・社会参加支援事業（アクティブシニア支援事業）

高齢者の就業機会の創出と多様な社会参加への支援を図るため、平成14年8月に練馬区シルバー人材センターが、アクティブシニア支援室を設け、60歳以上の高齢者を対象に、臨時的・短期的な雇用（週20時間未満）の無料職業紹介などを行っている。23年度のアクティブシニア支援室を通じた就職者は176人であった。

また、高齢者の就職を促進するための講座と面接会を23年度は計6回行い、参加者は延べ183人であった。

●高齢者の生活ガイド

区の高齢者保健福祉サービスの内容、対象者、問い合わせ先等を掲載した冊子を毎年度作成している。平成23年度は、25,000部を区立施設等で無料配布し、活用を働きかけた。

●シニアナビねりま

おおむね50歳以上のシニア世代の方を対象に、「健康づくり」、「仲間づくり」、「地域活動」、「仕事・ボランティア」、「習い事・生涯学習」といった、さまざまな分野での社会参加活動を支援するための情報を発信するホームページを開設している。

●高齢者いきいき健康事業

65歳以上の高齢者が、ますます健康でいきいきと社会参加できるよう支援するため、指定保養施設・理美容店・庭の湯・映画館等、8つの事業から希望の1事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。

平成23年度は、72,407人の申込みがあった。

●敬老祝品

最高年齢者、百歳以上、白寿（99歳）、米寿（88歳）の方にそれぞれ記念品を贈呈している。

平成23年度は、記念品を最高年齢者（110歳）1人、百歳以上313人、白寿148人、米寿2,497人に贈呈した。

●高齢者施設

1 高齢者センター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的として、平成元年7月に光が丘高齢者センターを、7年10月に関高齢者センターを、16年10月に豊玉高齢者センターを開設した。

センターでは、各種の教室・講座、レクリエーション事業を行っている。

また、センターには、機能回復訓練室、和室、娯楽室、講習室、図書コーナー、浴室などがあり、高齢者の憩いと自主的活動の場として利用されている。

23年度の利用状況は、個人利用延べ143,496人、団体利用は延べ4,547団体、59,568人であった。

光が丘高齢者センター事業実施状況 平成23年度

事業名	実施状況
講座	14講座 延べ 1,420人受講
教室	11教室 延べ 2,426人受講
映画会	19回 延べ 2,239人入場
作品展	2日 延べ 477人入場
各種大会	8回 延べ 567人参加
介護予防事業	6講座 延べ 8,254人受講
敬老祭・演芸大会	1日 延べ 1,200人参加
落語会・演奏会等	7回 延べ 1,866人参加

関高齢者センター事業実施状況 平成23年度

事業名	実施状況
講座	1講座 延べ 214人受講
教室	20教室 延べ 4,910人受講
映画会	10回 延べ 1,588人入場
落語会・演奏会等	6回 延べ 262人参加

豊玉高齢者センター事業実施状況 平成23年度

事業名	実施状況
講座	4講座 延べ 357人受講
教室	39教室 延べ 19,487人受講
映画会	12回 延べ 393人入場
演奏会	5回 延べ 414人入場
個人開放事業	6回 延べ 14,003人参加

2 敬老館等

地域の高齢者施設として、敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、浴室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

高齢者施設の個人利用状況

施設名	年度			
	平成20	21	22	23
	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
(高齢者センター)				
光が丘	70,301	74,931	74,452	75,142
関	33,823	42,257	36,247	32,940
豊玉	40,062	35,364	36,663	35,414
(敬老館)				
栄町	12,338	12,769	12,352	12,692
中村	19,621	19,922	19,109	21,810
春日町	14,344	15,298	14,010	14,891
南田中	17,933	19,355	19,898	19,604
高野台	27,814	29,627	23,093	22,541
三原台	28,038	29,118	28,259	28,366
石神井	15,703※1	17,810	14,066	14,849
石神井台	17,366	—※3	13,255	15,091
東大泉	24,405	27,634	25,319	25,209
西大泉	17,461	16,400	14,420	17,115
大泉北	14,334※2	16,781	16,925	19,228
(敬老室)				
厚生文化会館	7,316※4	10,655	12,840	11,816
地区区民館	107,512	109,198	113,070	118,224
合 計	468,371	477,119	473,978	484,932

※1 石神井敬老館は、空調設備工事のため、7月25日～10月31日は休館した。

※2 大泉北敬老館は、アスベスト除去工事のため、10月15日～12月9日は休館した。

※3 石神井台敬老館は、大規模改修のため、一年間休館した。

※4 厚生文化会館は、大規模改修のため、9～10月は縮小運営、11～3月は一部事業を除き休館した。

(2) 特定高齢者等を支援する

●地域支援事業

地域支援事業は、介護保険法に基づく事業で、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

平成23年度は、以下の事業を実施した。

1 介護予防事業

要介護状態等となることを予防する事業

- ・特定高齢者把握事業
（生活機能評価健診）
- ・通所型介護予防事業
（高齢者筋力向上トレーニング、転倒予防のための体力づくり教室、若さを保つ栄養教室、しっかりかんで元気応援教室、元気なお口通信講座）
- ・訪問型介護予防事業
（はつらつ訪問）
- ・介護予防特定高齢者施策評価事業
- ・一般高齢者施策評価事業

・介護予防普及啓発事業

（小冊子等の作成、講演会実施、よりあいひろば、介護予防キャンペーン、認知症予防啓発、お口の健康まつり、ねりま お口すっきり体操の普及）

・介護予防推進開発モデル事業

（高齢者のための料理本「練馬発 わかわか かむ かむ 元気ごはん」発行）

・地域介護予防活動支援事業

（介護予防推進員支援、認知症予防プログラム、認知症予防推進員育成）

2 包括的支援事業

介護予防サービスの計画（ケアプラン）の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護などを行う高齢者相談センター（地域包括支援センター）の事業

3 任意事業

・介護給付費適正化推進事業

（ケアプラン標準化、介護給付費通知）

・家族介護支援事業

（家族介護者教室、認知症高齢者徘徊探索サービス、認知症理解普及促進等事業、認知症高齢者支援ネットワーク、家族介護慰労金、認知症介護者支援、紙おむつ等の支給）

・その他事業

（住宅改修理由書作成業務助成、食事サービス、高齢者緊急保護）

●いきがいデイサービス

健康体操、趣味活動、会食など総合的な介護予防事業を週1回実施した。利用料は1回600円で、平成23年度には実人員で489人、延べ人数では14,086人の利用があった。

●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、健康増進と福祉の向上を目的として、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けられる利用券を希望者に交付している。

平成23年度は、延べ16,971回利用された。

●ひとりぐらし高齢者に

1 入浴証の交付

65歳以上のひとりぐらしの方に、区が契約した公衆浴場を1回100円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。平成23年度入浴証の交付決定者数は3,603人で、利用は119,946回であった。

2 居宅火災予防設備の給付

65歳以上で認知症の診断を受けた要介護1および要介護2の方、要介護3以上の方、心身機能の低下のあるひとりぐらしの方などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。23年度の火災警報器の給付件数は3件、自動消火器の給付件数は11件であった。

3 高齢者福祉電話

週1回電話をすることにより、65歳以上のひとりぐらしの高齢者または高齢者のみの世帯で安否確認が必要な方に対し、安否の確認と孤独感の緩和に努めている。

23年度の利用者数は181人であった。

4 高齢者食事サービス

(1) 高齢者食事サービス

65歳以上のひとりぐらし、または、高齢者のみの世帯（日中ひとりぐらし等も含む。）等の方で、定期的な食事の確保が困難な方に対し配食または会食を提供する。23年度末の実利用者数は、会食56人、配食1,523人であった。

①デイサービスセンターでの会食

②事業者が調理し食事を配達

必要度に応じて週1回から3回の範囲で提供

利用料：① 600円／1食

② 410～670円／1食

23年度提供食数

総 数	181,631食
会食	5,347食
配食	176,284食

(2) 食のほっとサロン

65歳以上の閉じこもりがちの高齢者等に対し、週1回～月1回会食および口腔ケア等「食」に関する総合的なサービスを提供する。

23年度は、区内17か所で実施し、延べ5,593人の利用があった。

5 緊急通報システム

65歳以上のひとりぐらしおよび高齢者のみの世帯等で、生活を営む上で常時注意を要する慢性疾患のある方などを対象に、緊急通報システム機器の貸与を行っている。

これは急病等のときに、ペンダント型無線発信機を押すだけで、救急車の出動要請など、速やかな相談援助が受けられるものである。24年3月31日現在の設置台数は348台である。

6 家具転倒防止器具取付費助成

65歳以上の方、身体障害者1・2級の方または愛の手帳所持者のみで構成される世帯（ひとりぐらし世帯を含む。）で器具の取付けが困難な方に、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを張りつける取付工事費を助成している。23年度の取付件数は、121件であった。

7 高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとりぐらし高齢者および75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとしたお困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。

23年度は、延べ232件の利用があった。

●高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業

介護保険の非該当者のうち自立生活に支援が必要なひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事中心に援助を行い、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

平成23年度の派遣世帯数は129世帯、派遣回数2,448回であった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な方に対し、用具の給付や住宅の改修を行う高齢者自立支援用具給付事業、高齢者自立支援住宅改修給付事業を実施し、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

なお、この両事業では、一部、介護保険の要支援・要介護認定者も対象に、介護保険対象外のサービスを実施している。平成23年度の給付件数は、自立支援用具1,910件、住宅改修（予防給付）693件、住宅改修（設備改修）191件であった。

●高齢者緊急保護

介護保険の非該当者のうち、生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね65歳以上の方に対し、区内の福祉施設において10日以内で緊急の宿泊に応じる。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。平成23年度の被保護者数は29人、滞在延べ日数は251日であった。

●高齢者等緊急医療ショートステイ

65歳以上の方または40歳以上64歳までの介護保険要支援・要介護認定者で、体調の悪化または介護する家族の事情により緊急の医療行為を必要とするが、認知症等の理由により医療機関への入院が困難な方や医療行為の必要性により福祉施設の利用が困難な方のために、指定の医療機関で一時的（7日以内）に必要な医療行為を受けることができる。利用者は、健康保険診療費の一部負担金、食事療養費等を負担する。

平成23年度の利用者数は30人、利用日数は262日であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なケガや病気などにより自宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする方に6か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護（支援）認定を受けた方などを除く。）。平成23年度の延べ利用件数は、介護用ベッド362件、車いす589件であった。

(3) 要支援・要介護高齢者を支援する

●介護保険制度

介護保険制度は、高齢化が急速に進んでいるわが国において、介護を要する状態となっても、できる限り自立した日常生活が営めるよう、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、国民の保健・医療・福祉

の向上を図ることを目的に、誰もが直面する介護の問題を社会全体で支える社会保険制度として、平成12年4月に開始された。

今後、高齢化がさらに進み、介護を必要とする高齢者の一層の増加が見込まれる中で、高齢者ができる限り地域で暮らせるよう、また、介護保険制度を将来にわたり安定的に運営していけるよう、18年度に介護予防サービスの導入などの改正が行われた。

23年度は、介護サービス量や人口の動向を分析し、24年度から26年度までを計画期間とする第5期介護保険事業計画の策定を行った。計画では、介護報酬の改定や施設整備の影響、区の介護給付費準備基金や都の介護保険財政安定化基金の活用を考慮し、保険料の改定を行った。

また、区における福祉人材の維持・確保のため、区の独自事業として、22年度に引き続き介護支援専門員更新研修費助成事業および施設介護サポーター事業を実施した。

●要支援・要介護認定

被保険者が介護保険のサービスを利用するには、申請をして、要支援・要介護認定を受ける必要がある。認定は、被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から4人で構成され、平成23年度は委員194人（24年3月31日現在）、40合議体で運営した。

要介護認定申請等の状況

年 度	要介護認定 申 請 件	審 査 会 開 催 数 回	審 査 判 定 件
平成19	19,565	663	19,140
20	25,177	730	23,426
21	22,360	673	21,407
22	27,928	736	25,874
23	26,465	720	25,567

要介護認定者数の状況

各年3月31日現在

認定の区分	年次		
	平成22	23	24
	人(%)	人(%)	人(%)
要支援1	1,375(6.0)	1,647(6.8)	1,862(7.2)
要支援2	2,454(10.8)	2,561(10.6)	2,795(10.9)
要介護1	3,770(16.6)	4,074(16.9)	4,386(17.1)
要介護2	5,392(23.7)	5,751(23.9)	6,289(24.5)
要介護3	3,723(16.4)	3,675(15.3)	3,870(15.1)
要介護4	3,272(14.4)	3,293(13.7)	3,312(12.9)
要介護5	2,755(12.1)	3,050(12.7)	3,196(12.4)
合 計	22,741(100.0)	24,051(100.0)	25,710(100.0)

●財源のしくみ

介護保険では、保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設け

ている（44ページと52ページの介護保険会計予算、決算参照）。

保険給付に要する費用は、公費50%と保険料50%で賄われている。

公費は、国25%、都12.5%（施設・特定施設に係るサービスについては国20%、都17.5%）、区12.5%の負担割合に、また保険料は、第1号被保険者20%、第2号被保険者30%の負担割合となっている。国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。平成23年度、区は4.41%の交付を受けた。

●相談・苦情

介護保険では、利用者からのサービスについての相談・苦情を処理するしくみが制度的に位置付けられている。サービス事業者や施設、居宅介護支援事業者、区の高齢者相談センター（地域包括支援センター）および介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。平成23年度、区は105件の相談・苦情対応を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

23年度は、1件の審査請求があった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として費用の9割が保険から給付され、1割が利用者の自己負担となる。

対象となるサービスには、居宅サービス（予防給付・介護給付）、施設サービスおよび地域密着型サービスがある。居宅サービスは、介護予防サービス計画や居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、要支援・要介護度に応じた利用限度額の範囲での利用となる。施設サービスは、介護保険施設に入所（入院）し、それぞれの機能に応じたサービスを受けられ、費用は利用者の要介護度や施設の種類等により定められている。地域密着型サービスは、平成18年度に創設され、原則として区に住所を有する方が利用できる。居宅サービスと同様に、ケアプランに基づき利用限度額の範囲内で利用するものや、施設サービスのように入居してサービスを受けるものがある。

保険給付費の状況

年 度	居 宅 サ ー ビ ス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成19	16,046,143,343	157,395	101,948
20	16,967,854,964	164,903	102,896
21	18,736,103,256	173,489	107,996
22	20,277,730,796	184,676	109,802
23	21,981,090,647	198,359	110,815

年 度	施 設 サ ー ビ ス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成19	9,486,897,126	34,838	272,315
20	9,494,059,846	35,211	269,633
21	10,177,061,280	36,253	280,723
22	10,350,152,213	36,454	283,924
23	10,358,584,389	36,469	284,038

年 度	地 域 密 着 型 サ ー ビ ス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成19	1,305,877,607	7,800	167,420
20	1,448,503,687	9,126	158,723
21	1,633,800,064	10,245	159,473
22	1,830,866,844	11,283	162,268
23	2,202,339,843	13,760	160,054

注：受給者数は居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス受給者の各月の合計である。

介護サービスの種類および利用実績

サービスの種類	年 度		
	平成21	22	23
居宅サービス			
(介護給付)	人	人	人
訪問介護	75,950	77,189	80,464
訪問入浴介護	6,515	6,755	6,876
訪問看護	16,507	16,766	18,257
訪問リハビリテーション	1,766	2,295	2,407
居宅療養管理指導	27,831	31,510	35,338
通所介護	55,026	60,204	67,167
通所リハビリテーション	12,647	13,230	13,464
短期入所生活介護・療養介護	13,977	14,774	14,693
特定施設入居者生活介護	14,088	15,989	17,936
福祉用具貸与	70,094	75,692	82,374
居宅介護支援	129,129	134,248	142,995
福祉用具購入費の支給	2,014	2,396	2,209
住宅改修費の支給 (予防給付)	1,304	1,554	1,579
介護予防訪問介護	18,171	20,811	21,762
介護予防訪問入浴介護	6	1	1
介護予防訪問看護	482	453	548
介護予防訪問リハビリテーション	13	70	63
介護予防居宅療養管理指導	1,187	1,381	1,504
介護予防通所介護	6,737	7,885	9,176
介護予防通所リハビリテーション	795	921	1,022
介護予防短期入所生活介護・療養介護	167	155	76
介護予防特定施設入居者生活介護	1,491	1,573	1,734
介護予防福祉用具貸与	2,307	3,092	3,722
介護予防支援	24,739	28,159	30,046
介護予防福祉用具購入費の支給	256	256	261
介護予防住宅改修費の支給	276	293	329
施設サービス			
介護老人福祉施設	19,880	20,532	21,010
介護老人保健施設	9,989	10,231	10,601
介護療養型医療施設	6,553	5,875	5,053
地域密着型サービス			
夜間対応型訪問介護	1,765	2,045	2,926
認知症対応型通所介護	3,686	3,704	3,964
小規模多機能型居宅介護	1,085	1,434	1,979
認知症対応型共同生活介護	3,767	4,139	5,009
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	11
介護予防認知症対応型通所介護	13	10	9
介護予防小規模多機能型居宅介護	23	45	39
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

注：①人数は各月の利用者数の合計である。

②3月～翌年2月利用分である。

③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●利用者負担の軽減

介護保険では低所得者等でも介護サービスが利用し易いように、利用者負担を軽減している。なお、税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止された影響で、一定の要件を満たす方について、平成18、19年度に限り、利用料の激変緩和措置を実施した。

1 高額介護サービス費の支給

介護サービスの1割の自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。23年度は延べ65,038件、660,003,698円を支給した。

2 居住費および食費の減額

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。23年度の減額認定証交付件数は延べ4,478件であった。

3 旧措置入所者の負担軽減

法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方（旧措置入所者）に対して、12年3月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および居住費・食費の減免を行う。23年度の利用者負担減免の認定証交付件数は52件、食費・居住費の減額認定証交付件数は116件であった。

4 訪問介護の利用者負担の減免

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた一定の要件を満たす低所得者が、介護保険制度の適用を受けることとなった場合には利用者負担を免除する。23年度の減額認定証交付実績はなかった。

5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者の利用負担を軽減するため、軽減を実施している事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。23年度の軽減確認証の交付件数は162件であった。

●認定審査結果前に死亡した利用者への補助

介護認定審査の結果が出される前に、暫定サービス利用者が死亡した場合、介護保険給付ができない。利用者（相続人等）の負担軽減を図るため、介護報酬相当分を支給する。平成23年度は10件支給した。

●保険者と被保険者

保険者は区である。制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

被保険者は、原則として区に住所を有する40歳以上の区民である。年齢により、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に分けられる。

第1号被保険者数の推移

各年3月31日現在

年次	第1号被保険者	
	人	(%)
平成20	130,681	18.7
21	134,577	19.1
22	137,093	19.4
23	137,915	19.5
24	140,859	19.9

注：（ ）は区全体の人口に対する割合

●保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付に必要な費用を基に、3年を単位とした事業運営期間ごとに、各区市町村が決定する。また、第1号被保険者については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の保険料になっており、低所得者の負担が軽減されている。区においては、平成21年度から23年度まで、基準年額を47,400円、所得段階を12の段階に定めた。納付方法は老齢基礎年金等からの徴収（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。

また、21年度から23年度までの、所得段階第3段階の方で一定の条件に該当する生計困難な方の介護保険料を第2段階の保険料額に減額した。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収される。

第1号被保険者の保険料収納状況

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額(円)	収納率(%)	収納額(円)	収納率(%)
平成19	6,341,233,326	97.4	36,244,708	12.6
20	6,502,170,977	97.4	31,375,981	9.7
21	6,126,077,110	97.5	39,854,772	11.5
22	6,150,070,135	97.6	39,887,210	12.0
23	6,196,623,285	97.7	41,176,573	13.3

●高齢者相談センター（地域包括支援センター）の設置

介護保険法に基づく包括的支援事業および指定介護予防支援事業を実施するため、4か所の総合福祉事務所に高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置している。包括的支援事業としては、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援の4つの機能を担う。高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員などが、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談や支援、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくりや地域の介護支援専門員への指導・助言などを行っている。

また、区内の在宅介護支援センターに、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所を併設し、より地域に密着した支援体制を構築している。現在22か所の支所が本所と一体となって地域支援に当たっている。

なお、区民にとって、より分かりやすく親しみやすいものとするため、21年度から「高齢者相談センター」という呼称を使用することとした。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1 出張調髪

65歳以上の外出困難な高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内の理容組合・美容組合の協力を得て、高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、1人年5回分を限度に交付している。一回当たり500円の利用者負担金がある。平成23年度の利用者は、延べ4,261人であった。

2 布団乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護1～5と認定された方で、ひとりぐらしの高齢者および高齢者のみの世帯を対象に、毎年6月に薬品消毒、11月または12月に水洗い、それ以外の各月に乾燥消毒を行っている。薬品消毒は100円、水洗いは300円の利用者負担金がある。23年度は、乾燥消毒が6,935件、薬品消毒が721件、水洗いが653件であった。

3 寝具クリーニング券の支給

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内のクリーニング組合加盟店で利用できるクリーニング券を年24枚交付している。シーツ、毛布、タオルケット、布団カバー、寝巻、ベッドパットなどに利用できる。クリーニングするものによって利用券の枚数が異なる。利用券1枚につき、50円の自己負担がある。

23年度は、延べ5,815枚の利用券が使用された。なお、200円を支払うと集配するサービスがある。

4 紙おむつ等の支給

介護保険の要介護1～5と認定された方、ただし本人の所得が基準額以下の方で常時失禁状態にある65歳以上の高齢者を対象に、紙おむつ等を支給している。なお、購入額の一割が利用者負担となる。

23年度は、紙おむつ等を延べ48,034人に支給した。

また、紙おむつ等の支給対象者で、入院している病院等が使用するおむつを指定しているため、区が支給する紙おむつ等を使用できない方には、おむつ代（月額4,800円）を延べ4,599人に支給した。

5 リフト付タクシーの運行

介護保険の要介護3～5と認定された方で、外出時に車いす等を利用する方を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。

23年度の運行回数は7,121回である。

6 認知症高齢者徘徊探索サービス事業

徘徊行動のある認知症高齢者が外出し所在が分からなくなったとき、本人を早期に発見しその安全を確保するとともに、介護をする方の搜索の労力を軽減するため実施している。

23年度は、延べ384人の利用があった。

7 高齢者緊急ショートステイ

介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方のうち、介護保険による短期入所生活介護の空きがなく、介護する家族の急病、ケガまたは親族の葬儀への参加などのため介護できない場合に、有料老人ホームの居室を緊急ショートステイとして10日以内で提供する（2号被保険者を含む。）。利用者は、1泊3,000円および食費を負担する。

23年度の利用者数は38人、利用泊数は277泊であった。

8 家族介護慰労金

介護保険の要介護4・5と認定された家族を在宅で介護している方で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方のうち、住民税非課税世帯の方を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。23年度は、7人に支給した。

●認知症対策事業

認知症予防事業として啓発活動や地域活動の育成支援、人材育成を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の方や家族を支えるための事業として、講演会や認知症サポーター養成講座、認知症高齢者支援ネットワーク事業、認知症介護者支援事業を実施した。

認知症対策事業

	区分	平成22年度	23年度	
		回数・延べ人数など	回数・延べ人数など	
啓発	講演会・報告会	6回 610人	5回 356人	
	高齢者団体などへのミニ講座	22回 572人	21回 519人	
	パンフレット作成配布	10,000部	10,000部	
予防事業	認知症予防プログラム	206回 1,449人	197回 1,702人	
	地域活動育成支援	予防プログラム説明会	4回	6回
		予防プログラム	全18回×4グループ×2地区 全7回×2グループ×2地区	全18回×10グループ
	ファシリテーター支援	29回	10回	
	プログラム修了者支援	1回	1回	
人材の育成	推進員フォローアップ講座	4回 142人	3回 100人	
啓発	講演会	8回 321人	8回 259人	
	認知症相談	24回 69件	24回 61件	
	リーフレットの作成配布	50,000部	50,000部	
支援事業	サポーター養成講座	57回 1,740人	54回 1,732人	
	キャラバン・メイト連絡会	1回 36人	2回 47人	
	支援ネットワーク協議会	4回 40人		
	声かけ講座	1回 30人		
	介護家族の学習・交流会	11回 110人	4回 50人	
	介護家族パートナー養成講座		4回 168人	
地域支援	介護家族パートナーフォローアップ講座	4回 26人	6回 125人	
	介護家族の会支援	37回 198人	18回 72人	

●施設で行っている高齢者サービス事業（区の福祉サービス） 〈家族介護者教室〉

高齢者の介護をしている家族の方等を対象に、より良い介護を行うための学習の場をデイサービスセンター等で提供している。

(4) 高齢者の生活基盤づくりを支援する

●老人ホーム

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険の要介護1～5の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）平成24年4月1日現在

名 称	開設年月	定員(人)	設置・運営
育 秀 苑	昭和62年11月	60	(福)育秀会
※ 田 柄	平成元年4月	100	(福)練馬区社会福祉事業団
※ 関 町	平成5年6月	70	(福)練馬区社会福祉事業団
※ 富 士 見 台	平成6年6月	50	(福)練馬区社会福祉事業団
光 陽 苑	平成3年4月	60	(福)泉陽会
やすらぎの里大泉	平成6年11月	50	(福)章佑会
練馬キングス・ガーデン	平成8年12月	50	(福)キングス・ガーデン東京
東京武蔵野ホーム	平成9年3月	30	(福)小茂根の郷
第2育秀苑	平成10年4月	50	(福)育秀会
第二光陽苑	平成11年4月	80	(福)泉陽会
※ 大 泉	平成11年4月	120	(福)練馬区社会福祉事業団
やすらぎミラージュ	平成11年5月	70	(福)章佑会
練馬高松園	平成12年4月	55	(福)東京福祉会
(増築)	平成15年10月	42	
土支田創生苑	平成13年4月	80	(福)創生
フローラ石神井公園	平成15年4月	90	(福)練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	平成16年4月	63	(福)安心会
こぐれの里	平成17年4月	50	(福)東京雄心会
さくらヶ丘	平成19年2月	70	(福)北山会
第2練馬高松園	平成19年10月	62	(福)東京福祉会
こぐれの杜	平成22年4月	60	(福)東京雄心会
みさよはうす土支田	平成22年4月	30	(福)シルヴァーウイング

注：※の施設は平成23年4月1日に区立施設を民営化した。

2 養護老人ホーム

おおむね65歳以上で、家庭環境や、経済上・身体上の理由により家庭において生活することが困難な方を対象とした入所型の施設である。

養護老人ホーム入所者・待機者状況 平成24年3月31日現在

総合福祉事務所	入 所 者	待 機 者
	人	人
練 馬	35	4
光 が 丘	49	9
石 神 井	41	6
大 泉	61	3
合 計	186	22

3 軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる方を対象とした入所型施設で、自立した生活の維持を支援するため、食事、入浴などのサービスが提供されている。現在区立大泉ケアハウス（定員50人）が整備されている。

●介護老人保健施設

介護保険の要介護1～5の認定を受け、病状が安定し入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設で、医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。

区では、社会福祉法人、医療法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

平成24年4月1日現在、8施設がある。

●地域密着型サービス

地域密着型サービスは平成18年4月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスである。区では、つぎの4種類のサービスを指定している。また、民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

1 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター）

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などを対象とした通所施設で、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

24年4月1日現在、18施設がある。

2 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

介護保険の要支援2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などが、家庭的な雰囲気の中で、穏やかに生活できるよう入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

24年4月1日現在、28施設がある。

3 小規模多機能型居宅介護

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、「事業所への通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「利用者宅への訪問」や「事業所での泊まり」を組み合わせて、

入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

24年4月1日現在、11施設ある。

4 夜間対応型訪問介護

介護保険の要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、夜間において定期巡回や利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に対応するオペレーションサービスを提供している。

24年4月1日現在、2か所ある。

●事業者状況

介護サービス事業者には、都が指定をした居宅介護支援事業者、居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者がある。

また、介護予防支援事業者は、介護保険法の規定により高齢者相談センター（地域包括支援センター）が指定を受けることになっている。

区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況

平成24年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
居宅介護支援	180 (—)
介護予防支援	— (4)
訪問介護※	172 (169)
訪問入浴介護	9 (9)
訪問看護	31 (31)
訪問リハビリテーション	7 (7)
通所介護	166 (139)
通所リハビリテーション	12 (11)
短期入所生活介護	22 (21)
短期入所療養介護	11 (11)
特定施設入居者生活介護	36 (34)
福祉用具貸与	27 (27)
特定福祉用具販売	31 (31)
合 計	704 (494)

注：（ ）内は介護予防サービス事業者の数

※区が一定水準のサービス提供を行えると認めた基準該当サービス事業者を含む。

区内の地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者の状況

平成24年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
認知症対応型通所介護	18 (17)
認知症対応型共同生活介護	28 (28)
小規模多機能型居宅介護	11 (11)
夜間対応型訪問介護	2 (—)
合 計	59 (56)

注：（ ）内は地域密着型介護予防サービス事業者の数

区内の介護保険施設の状況

平成24年4月1日現在

施設の種類の	事業者数
介護老人福祉施設（定員1,362人）	20
介護老人保健施設（定員796人）	8
介護療養型医療施設（定員303人）	4
合 計	32

●練馬区社会福祉事業団

練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区が設立した社会福祉法人である。

24年4月1日現在、区立の軽費老人ホーム（ケアハウス）1施設、デイサービスセンター8施設、高齢者センター1施設を指定管理者として管理運営している。また、区の委託により在宅介護支援センター11施設、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所11施設、敬老館4施設を運営している。介護保険制度のホームヘルプサービス事業、居宅介護支援事業も実施している。

21年4月1日から、練馬介護人材育成・研修センターを設置し、区では運営費を一部補助している。

なお、23年4月1日から区立特別養護老人ホームおよび併設のデイサービスセンターは、練馬区社会福祉事業団を民営化対象事業者として民営化した。

(5) 地域で高齢者を支える

●高齢者の総合相談

総合福祉事務所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、高齢者やその家族から、生活全般にわたる相談を受けるとともに、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう助言や案内を含む総合相談を行っている。

高齢者サービスに関わる相談件数

平成23年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所	947	697	603	430
在宅福祉サービス	3,071	1,143	1,621	703
経済的事項	767	424	360	490
家庭的事項	729	552	219	470
医療・保健	910	1,316	431	495
住 宅	299	257	224	139
介護保険	3,396	4,539	4,796	2,514
権利擁護	242	58	269	106
その他	804	691	6,433	491
小 計	11,165	9,677	14,956	5,838
合 計	41,636			

●高齢者地域支え合いネットワークの構築

民生委員の協力によりひとりぐらし高齢者等実態調査を実施し、その中で、高齢者相談センター（地域包

括支援センター) 支所が自宅を訪問し、実態把握を行い介護予防サービスに結びつけている。

また、民生委員等との協力による高齢者見守りネットワークを着実に広げ、地域支え合いネットワークを構築していくことが課題である。

●高齢者見守り訪問事業

65歳以上のひとりぐらしの高齢者を対象に区に登録を行った見守り訪問員(ボランティア)が週1回程度、高齢者宅を訪問し、声かけなどにより安否を確認する。事業の調整事務を各在宅介護支援センターが行う。平成23年度は、利用者数434人、見守り訪問員数240人であった。